小規模事業者持続化補助金〈一般型 災害支援枠(令和８年熊本地震)〉
公募要領 第２版からの主な変更点

※暫定版（第３版）から第４版への変更点は No. 1、10、13、21 となっております。

No.	頁	公募要領 第4版（暫定版（第3版))	公募要領 第2版
1	1	第 4 版：令和８年 10 月 30 日	第２版：令和８年９月 16 日
2	1	小規模事業者持続化補助金 <一般型 災害支援枠（令和8年熊本地震）> 2次公募　公募要領	小規模事業者持続化補助金 <一般型 災害支援枠（令和8年熊本地震）> １次公募　公募要領
3	1	商工会検索サイト：https://meibo.shokokai.or.jp/hpsearch/top/php/shokokai_websearch.php 商工会議所検索サイト：https://www.jcci.or.jp/ccisearch/?page=cciSearch	商工会検索サイト：https://www12.shokokai.or.jp/hpsearch/top/php/shokokai_websearch.php 商工会議所検索サイト：https://www.jcci.or.jp/ccisearch/?page=cciSearch
4	1	**令和８年 10 月** **小規模事業者持続化補助金事務局** （商工会地区：株式会社ニューズベース） （商工会議所地区：株式会社日本経営データ・センター）	**令和８年９月** **小規模事業者持続化補助金事務局** （商工会地区：株式会社ニューズベース） （商工会議所地区：株式会社日本経営データ・センター）
5	2	○第三者の支援（支援料金の支払いの有無に関わらず）を受けているにも関わらず、確認事項（様式２）「商工会・商工会議所を除く第三者からのアドバイスの有無」の項目でその相手方および支援に係る金額（着手金、成功報酬その他名目のいかんを問わず）の記載がない場合には、虚偽の報告として不採択・交付決定取消となります。また、不当な支援料の請求を防止する観点から、第三者支援者に対して、ヒアリングや現地調査を行う場合があります。	○第三者の支援（支援料金の支払いの有無に関わらず）を受けているにも関わらず、確認事項入力（様式２）「商工会・商工会議所を除く第三者からのアドバイスの有無」の項目でその相手方および支援に係る金額（着手金、成功報酬その他名目のいかんを問わず）の記載がない場合には、虚偽の報告として不採択・交付決定取消となります。また、不当な支援料の請求を防止する観点から、第三者支援者に対して、ヒアリングや現地調査を行う場合があります。

6	4	○公募期間：公募要領公開：令和８年 10 月 19 日（月） 申請受付開始：令和８年 11 月２日（月） 申請受付締切：令和８年 12 月 15 日（火） ［郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日 17：00］ 支援機関確認書（様式 3）発行の受付締切：令和８年 12 月８日（火）	○公募期間：公募要領公開：令和８年９月９日（水） 申請受付開始：令和８年９月１６日（水） 申請受付締切：令和８年 10 月 16 日（金） ［郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日 17：00］ 支援機関確認書（様式 3）発行の受付締切：令和８年 10 月９日（金）
7	4	※3 次公募については、2 次公募受付締切後に持続化補助金ホームページ上で追ってご案内いたします。 **※間接被害については、3 次公募をもって終了する予定です。**	※2 次公募については、１次公募受付締切後に持続化補助金ホームページ上で追ってご案内いたします。
8	4	▶地域の商工会・商工会議所から支援機関確認書の発行を受けます。 【発行受付締切：令和８年１２月８日】 ▶申請書類を提出します。 【申請受付締切：令和８年１２月１５日】 郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日１７:００ ▶審査の結果、採択が決定されると補助金事務局から「採択通知書」が送付されます。 【採択発表予定日：令和９年２月頃予定】 ※申請件数等により予定は変更する場合があります。 ▶入手価格の妥当性を証明できる見積書等を提出します。 【提出期限：令和９年１２月３１日】 ▶審査の結果、補助金事務局から「交付決定通知書」が送付されます。交付決定通知書に記載の交付決定日から補助事業を開始できます。 ▶補助事業の終了後、実績報告書および経理書類を提出します。 【補助事業実施期限：令和 10 年１月 31 日】 【実績報告書最終提出期限：令和 10 年２月 10 日】	▶地域の商工会・商工会議所から支援機関確認書の発行を受けます。 【発行受付締切：令和８年１０月９日】 ▶申請書類を提出します。 【申請受付締切：令和８年１０月１６日】 郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日１７:００ ▶審査の結果、採択が決定されると補助金事務局から「採択通知書」が送付されます。 【採択発表予定日：令和８年１１月頃予定】 ※申請件数等により予定は変更する場合があります。 ▶入手価格の妥当性を証明できる見積書等を提出します。 【提出期限：令和９年９月３０日】 ▶審査の結果、補助金事務局から「交付決定通知書」が送付されます。交付決定通知書に記載の交付決定日から補助事業を開始できます。 ▶補助事業の終了後、実績報告書および経理書類を提出します。

9	4	（注１）見積書等の提出期限（令和９年１２月３１日）までに見積書等の提出がなされない場合は、採択取消とします。	（注１）見積書等の提出期限（令和９年９月３０日）までに見積書等の提出がなされない場合は、採択取消とします。
10	5	**２．補助対象者** 熊本県に所在する、令和８年熊本地震により被害を受けた小規模事業者等。 本補助金の補助対象者は、（１）から(6)に掲げる要件をいずれも満たす日本国内に所在する小規模事業者（日本国内に居住する個人、又は日本国内に本店を有する法人）等であることとします。	**２．補助対象者** 熊本県に所在する、令和８年熊本地震により被害を受けた小規模事業者等。 本補助金の補助対象者は、（１）から（5）に掲げる要件をいずれも満たす日本国内に所在する小規模事業者（日本国内に居住する個人、又は日本国内に本店を有する法人）等であることとします。
11	5	**（１）上記「被災地域」に所在する、令和８年熊本地震の被害を受けた事業者であること** 被害の証明については、それを証する公的証明の添付（コピーでも可）を必要とします。 ※詳細は、P.29「11.申請に必要な書類」をご確認ください。 ①自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合 ・・・市町村が発行する事業所等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災（被災）証明書」など） 注１）在庫や棚卸資産の損害は「事業用資産の損壊等」ではありません。 ②令和8年熊本地震に起因して、売上減少の間接的な被害を受けた場合（※間接被害の募集は3次公募で終了予定） ・・・行政機関が証した書面（例：セーフティネット保証４号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等） 注２）間接被害とは令和８年７月から11月の任意の１か月間の売上高が前年同期と比較して２０％以上減少していることを指します。 ※事業開始後１年１か月を経過していない場合には、令和8年7月から11月の任意の1か月間の売上高が令和８年熊本地震の発生する直前の３か月間の月平均売上高と比較して20%以上減少していることを指します。	**（１）上記「被災地域」に所在する、令和８年熊本地震の被害を受けた事業者であること** 被害の証明については、それを証する公的証明の添付（コピーでも可）を必要とします。 ※詳細は、P.29「11.申請に必要な書類」をご確認ください。 ①自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合 ・・・市町村が発行する事業所等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災（被災）証明書」など） 注１）在庫や棚卸資産の損害は「事業用資産の損壊等」ではありません。 ②令和8年熊本地震に起因して、売上減少の間接的な被害を受けた場合 ・・・行政機関が証した書面（例：セーフティネット保証４号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等） 注２）間接被害とは令和８年７月から９月の任意の１か月の売上高が前年同期と比較して２０％以上減少していることを指します。

12	7	**（５）次の①～④に掲げる小規模事業者持続化補助金「<一般型 災害支援枠（令和８年熊本地震）>の補助金交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者であること** ①法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき ②役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき ※本事業への申請に際して、小規模事業者持続化補助金「<一般型 災害支援枠（令和８年熊本地震）>の補助金交付を受ける者として不適当な者」に該当しないことを申請書の提出時に誓約いただくことを必須とします。	**（５）次の①～④に掲げる小規模事業者持続化補助金「災害支援枠（令和８年熊本地震）」の補助金交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者であること** ①法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき ②役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき ※本事業への申請に際して、小規模事業者持続化補助金「災害支援枠（令和８年熊本地震）」の補助金交付を受ける者として不適当な者」に該当しないことを申請書の提出時に誓約いただくことを必須とします。
13	8	**（6）実績報告提出時においてBCP（事業継続計画）または事業継続力強化計画もしくは連携事業継続力強化計画を策定し、当該計画において事前防災の取組事項を記載・明確化していること** ※実績報告時に本件に係る必要書類を必ずご提出ください。なお詳細は、採択発表時に公開される「補助事業の手引き」をご確認ください。 ※BCP（事業継続計画）の様式については問いません。熊本県版事業継続計画	※記載なし

		（BCP）シート等、任意の様式をご活用ください。 ※事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画については経済産業大臣による認定が必要です。当該認定によって、各種金融支援、補助金における加点措置等が得られることから、策定及び認定の取得を推奨します。 ※事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画は、実績報告時点で認定期間内である必要があります。	
14	8	下記に該当する事業者は、補助対象外となります。また、該当することが判明した時点で補助対象外となります。事前に十分確認してください。 （１）下記4つの事業において、採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」が未提出である事業者（先行する受付締切回で採択された共同申請の参画事業者を含む）。ただし、補助事業は終了しているものの、様式第14の提出期限が到来していない場合はこの限りではない。 ①「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」 ②「小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞」 ③「小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠>」 ④ 「小規模事業者持続化補助金<創業型>」 ※本補助金の申請までに補助金事務局から指摘のあった不備が解消している必要があります。 ※代表者等が変更になった場合も「過去の補助事業者である」に該当します。 ※過去に上記①②③④の「補助事業者である場合」、過去回の事業内容・実績を確認するために、必要に応じて、該当回の実績報告書（様式第8）の写しの提出を求めることがあります。	下記に該当する事業者は、補助対象外となります。また、該当することが判明した時点で補助対象外となります。事前に十分確認してください。 下記4つの事業において、採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」が未提出である事業者（先行する受付締切回で採択された共同申請の参画事業者を含む）。ただし、補助事業は終了しているものの、様式第14の提出期限が到来していない場合はこの限りではない。 ①「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」 ②「小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞」 ③「小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠>」 ④ 「小規模事業者持続化補助金<創業型>」 ※本補助金の申請までに補助金事務局から指摘のあった不備が解消している必要があります。 ※代表者等が変更になった場合も「過去の補助事業者である」に該当します。 ※過去に上記①②③④の「補助事業者である場合」、過去回の事業内容・実績を確認するために、必要に応じて、該当回の実績報告書（様式第8）の写しの提出を求めることがあります。

		※＜一般型 災害支援枠（令和８年熊本地震）＞で申請する事業内容・対象経費に、上記①②③④と重複が見られる場合には、補助金額が減額される可能性がありますのでご注意ください。 (2)「小規模事業者持続化補助金＜一般型　災害支援枠（令和8年熊本地震）＞」の過去の公募回で採択された事業者（採択を辞退した事業者を除く）。	※災害支援枠で申請する事業内容・対象経費に、上記①②③④と重複が見られる場合には、補助金額が減額される可能性がありますのでご注意ください。
15	9	＜補助対象となり得る事業再建の取組事例＞ ＊（様式２）経営計画書の内容の「３．今回の申請計画で取り組む内容」に記載いただく取組イメージです。 ＊それぞれの取組の補助対象経費の詳細は、P.12「７．補助対象経費」をご覧ください。 ・新商品等を陳列するための陳列棚や什器等の備品の購入 ・商品サービスを訴求するためのチラシ、冊子、パンフレット、ポスター等の制作 ・新規ネット販売・予約システム等の導入 ・事業再建の取組に必要となる機械等の導入 ・販売スペースの増床のため、所有する死蔵の設備機器の処分 ・事業再建の取組のための車両の購入（事業に供する車両が被災した場合に限る） ・新商品開発等に伴う成分分析等の検査・分析の依頼 ・商品ＰＲイベントの実施 ・店舗、倉庫、機械の破損等による修繕や買換え ※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可 ・店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）	＜補助対象となり得る事業再建の取組事例＞ ＊（様式２）経営計画書の内容の「３．今回の申請計画で取り組む内容」に記載いただく取組イメージです。 ＊それぞれの取組の補助対象経費の詳細は、P.12「７．補助対象経費」をご覧ください。 ・新商品等を陳列するための陳列棚や什器等の備品の購入 ・商品サービスを訴求するためのチラシ、冊子、パンフレット、ポスター等の制作 ・新規ネット販売・予約システム等の導入 ・事業再建の取組に必要となる機械等の導入 ・販売スペースの増床のため、所有する死蔵の設備機器の処分 ・事業再建の取組のための車両の購入（事業に供する車両が被災した場合に限る） ・新商品開発等に伴う成分分析等の検査・分析の依頼 ・商品ＰＲイベントの実施 ・店舗、倉庫、機械の破損等による修繕や買い替え ※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可 ・店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）

<table>
<tr><td></td><td></td><td>※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可</td><td>※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可</td></tr>
<tr><td>16</td><td>9</td><td>（２）商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること。
○「商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む」とは、商工会・商工会議所の助言、指導、融資あっせん等の支援を受けながら事業を実施することです。
支援機関確認書(様式３)を発行するにあたり、小規模事業者持続化補助金<一般型 災害支援枠（令和８年熊本地震）>にかかる申請書(様式1)に記載の代表者に計画書(様式2)等の内容について、直接確認させていただく場合がございます。</td><td>（２）商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること。
○「商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む」とは、商工会・商工会議所の助言、指導、融資あっせん等の支援を受けながら事業を実施することです。
支援機関確認書(様式３)を発行するにあたり、小規模事業者持続化補助金「災害支援枠（令和８年熊本地震）」にかかる申請書(様式1)に記載の代表者に計画書(様式2)等の内容について、直接確認させていただく場合がございます。</td></tr>
<tr><td>17</td><td>9</td><td>（３）補助事業実施期間内に補助事業が終了すること
補助金のお支払いをするためには、補助事業実施期間内に終了する補助事業であることが必要です。
（交付決定予定: 令和9年2月頃～事業実施期限: 令和10年1月31日までの期間）
※交付決定には、採択後、詳細な見積書が速やかに提出された場合でも、採択発表から概ね1か月程度かかる場合があります（あくまで目安であり、状況により変動しますのでご注意ください。）。</td><td>（３）補助事業実施期間内に補助事業が終了すること
補助金のお支払いをするためには、補助事業実施期間内に終了する補助事業であることが必要です。
（交付決定予定: 令和8年11月頃～事業実施期限: 令和9年10月31日までの期間）
※交付決定には、採択後、詳細な見積書が速やかに提出された場合でも、採択発表から概ね1か月程度かかる場合があります（あくまで目安であり、状況により変動しますのでご注意ください。）。</td></tr>
<tr><td>18</td><td>14</td><td><table><tr><th>対象とならない経費例</th></tr><tr><td>・ 商品・サービスの宣伝広告を目的としない広告・看板・会社案内パンフレットの作成・求人広告（単なる会社の営業活動に活用されるものとして対象外）
・ 試供品（販売用商品と同じものを試供品として用いる場合）
・ 販促品（商品・サービスの宣伝広告の掲載がない場合）
・ 名刺
・ 金券・商品券
・ チラシ等配布物のうち未配布・未使用分
・ 補助事業期間外の広告の掲載や配布物の配布</td></tr></table></td><td><table><tr><th>対象とならない経費例</th></tr><tr><td>・ 商品・サービスの宣伝広告を目的としない看板・会社案内パンフレットの作成・求人広告（単なる会社の営業活動に活用されるものとして対象外）
・ 試供品（販売用商品と同じものを試供品として用いる場合）
・ 販促品（商品・サービスの宣伝広告の掲載がない場合）
・ 名刺
・ 金券・商品券
・ チラシ等配布物のうち未配布・未使用分
・ 補助事業期間外の広告の掲載や配布物の配布</td></tr></table></td></tr>
</table>

		・フランチャイズ本部の作製する広告物の購入 ・チラシ等に使用する画像等における被写体や商品（紹介物等を含む）の購入に係る関連経費	・フランチャイズ本部の作製する広告物の購入 ・チラシ等に使用する画像等における被写体や商品（紹介物等を含む）の購入に係る関連経費
19	20	○交付決定日（※ただし、特例として令和８年７月28日の令和８年熊本地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。）以降に補助事業実施のために発注し、補助事業実施期限（最長で令和１０年１月３１日）までに支払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。車を買っても、ローン等を組んだため、補助事業実施期限（最長で令和１０年１月３１日）までに一部でも支払いが完了しない場合には、補助金の対象にできません。	○交付決定日（※ただし、特例として令和８年７月28日の令和８年熊本地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。）以降に補助事業実施のために発注し、補助事業実施期限（最長で令和９年１０月３１日）までに支払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。車を買っても、ローン等を組んだため、補助事業実施期限（最長で令和９年１０月３１日）までに一部でも支払いが完了しない場合には、補助金の対象にできません。
20	24	**（１）受付開始及び締切** ○公募要領公開：令和８年１０月19日（月） ○申請受付開始：令和８年１１月２日（月） ○申請受付締切：令和８年１２月１５日（火） ［郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日17：00］ （支援機関確認書（様式3）発行の受付締切　令和８年１２月８日（火））	**（１）受付開始及び締切** ○公募要領公開：令和８年９月９日（水） ○申請受付開始：令和８年９月１６日（水） ○申請受付締切：令和８年10月１６日（金） ［郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日17：00］ （支援機関確認書（様式3）発行の受付締切　令和８年10月９日（金））
21	25	②電子申請の場合 申請先URL 商工会地区：https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WfQ000003tCA5UAM 商工会議所地区：https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WfQ000003iibVUAQ	②電子申請の場合 申請先URL 商工会地区：https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDeYyMAL 商工会議所地区：https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDeToMAL
22	25	○補助金事務局ホームページに掲載している「申請システム操作手引き」の指示に従って、入力漏れや誤りがないよう、申請してください。添付書類については、pdf、zip、png、bmp、jpg、jpeg、gif、heic、doc、docx、xls、xlsxで作成してください。「１１．申請に必要な書類」（P.29）を参照し、所定の場所に添付し	○補助金事務局ホームページに掲載している「申請システム操作手引き」の指示に従って、入力漏れや誤りがないよう、申請してください。添付書類については、pdf、zip、png、bmp、jpg、jpeg、gif、heic、doc、docx、xls、xlsxで作成してください。「１１．申請に必要な書類」（P.29）を参照し、決められたファイル

		てください。	名をつけ、所定の場所に添付してください。
23	26	交付決定日（今回は特例として、令和８年７月２８日の令和８年熊本地震により被災した日以降の補助事業開始日）から実施期限（令和１０年１月３１日(月)）までです。 上記実施期限までの間で、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます）した後３０日を経過する日、又は令和１０年２月１０日(木)（郵送：締切当日消印有効、電子申請：締切日17:00）のいずれか早い日までに実績報告書（実施事業内容および経費内容を取りまとめ）を提出しなければなりません。期限を過ぎての提出については受け付けることができません。	交付決定日（今回は特例として、令和８年７月２８日の令和８年熊本地震により被災した日以降の補助事業開始日）から実施期限（令和９年１０月３１日(日)）までです。 上記実施期限までの間で、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます）した後３０日を経過する日、又は令和９年１１月１０日(水)（郵送：締切当日消印有効、電子申請：締切日17:00）のいずれか早い日までに実績報告書（実施事業内容および経費内容を取りまとめ）を提出しなければなりません。期限を過ぎての提出については受け付けることができません。
24	27	**（１）採択発表後交付決定までに、経費の価格の妥当性を証明できる見積書等（相見積含む）の提出が必要です。内容が不明確なものは認められません。見積金額に複数の項目が含まれる場合は、その内訳を示してください。なお、見積書の提出期限は令和９年12月３１日（金）です。提出期限までに見積書等の提出がなされていない場合は、採択取消とします。**	**（１）採択発表後交付決定までに、経費の価格の妥当性を証明できる見積書等（相見積含む）の提出が必要です。内容が不明確なものは認められません。見積金額に複数の項目が含まれる場合は、その内訳を示してください。なお、見積書の提出期限は令和９年９月３０日（木）です。提出期限までに見積書等の提出がなされていない場合は、採択取消とします。**
25	27	**（３）「補助金交付決定通知書」の受領前は、補助対象となる経費支出等はできません。【注：今回の小規模事業者持続化補助金＜一般型 災害支援枠（令和８年熊本地震）＞では特例措置あり】**	**（３）「補助金交付決定通知書」の受領前は、補助対象となる経費支出等はできません。【注：今回の小規模事業者持続化補助金「災害支援枠（令和８年熊本地震）」では特例措置あり】**
26	29	・被害状況又は売上減による被 害状況がわかる資料 ◇被害状況の確認 公的書類（令和８年熊本地震による罹災証明書等の地方自治体発行書類） ※原則、証明書の名義は事業者名であること ◇売上減の確認	・被害状況又は売上減による被 害状況がわかる資料 ◇被害状況の確認 公的書類（令和８年熊本地震による罹災証明書等の地方自治体発行書類） ※原則、証明書の名義は事業者名であること ◇売上減の確認

		令和８年７月から11月の任意の１か月間の売上高が前年同期と比較して20%以上減少したことを行政機関が証した書面 ※事業開始後１年１か月を経過していない場合には、令和８年７月から11月の任意の１か月間の売上高が令和８年熊本地震の発生する直前の３か月間の月平均売上高と比較して20%以上減少していることを行政機関が証した書面 （例：セーフティネット保証４号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等） ※原則、証明書の名義は事業者名であること	令和８年７月から９月の任意の１か月の売上高が前年同期と比較して 20%以上減少したこと、令和８年熊本地震を行政機関が証した書面（例：セーフティネット保証４号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等） ※原則、証明書の名義は事業者名であること
27	33	（２）補助事業の進捗状況確認のため、補助金事務局等が実地検査に入ることがあります。実地検査にご協力いただけない場合には、交付決定取消となる場合があります。また、補助事業完了後、補助金使用経費にかかる総勘定元帳等の検査に入ることがあります。	（２）補助事業の進捗状況確認のため、補助金事務局等が実施検査に入ることがあります。実地検査にご協力いただけない場合には、交付決定取消となる場合があります。また、補助事業完了後、補助金使用経費にかかる総勘定元帳等の検査に入ることがあります。

以上